

八尾市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

少子化社会の進展や団塊世代の大量退職などによる労働力不足によって、企業の人材基盤への打撃が懸念されるなか、正社員雇用等安定雇用の推進による中長期的な人材育成は、企業の経営戦略としても重要な意義を持ちます。また、社会の持続的発展を支えるためには、働く人がその意欲と能力を十分に発揮できる雇用の場を確保することが必要といわれております。

これらの観点に立ち、本市では八尾市中小企業サポートセンターによる事業所の人材確保・育成支援事業を、また、地域就労支援センターでは就労困難者等の就労支援を、さらに2007年には大阪労働局との連携のもと八尾市ワークサポートセンターを開設し、市民の雇用・就労機会の確保に努めてきたところです。

今後とも、厳しい経済状況を踏まえ、国の緊急雇用対策を念頭に雇用施策を進展させることにより、実情に応じた有効なセーフティネットの構築を図るとともに、市民の生活基盤である雇用の維持・確保に努めてまいりたいと考えております。 (経済環境部)

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

本市では平成14年度より地域就労支援事業を実施し、働く意欲がありながら雇用・就労を実現できない就労困難者に対する総合的な支援を行っております。市の実情を踏まえながら、保健・福祉・教育等様々な所管課や関係機関・団体と連携し、就労困難者に対する支援に努めてきたところですが、特に、平成20年度当初からは八尾市ワークサポートセンター内に地域就労支援コーディネーターを配置し、相談機能の拡充に努めております。

さらに国の緊急経済対策の窓口として平成21年10月より、失業中の労働者の住宅確保と就職活動を支援するため、一定の要件を満たす場合申請により住宅手当を支給する住宅手当緊急特別措

置事業を実施しております。

今後も市民の皆さんが昨今の急激かつ厳しい経済情勢の変動に対応できるよう、迅速に対応し、セーフティネットの充実・強化が図れるよう、一層の事業の進展に努めてまいります。

(経済環境部)

仕事とともに住居をなくした方々へは、住宅手当緊急特別措置事業により住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行い、就労・生活相談事業とも連携をとりながら支援してまいります。

(健康福祉部)

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

平成20年7月1日には改正最低賃金法、さらに平成22年4月1日からは改正労働基準法が施行される予定など、近年の労働トラブルの急増を背景に労働関係法令の整備が進んでおります。

労働法を遵守しながら労働者を適切に処遇していくことは、企業にとりましても当然の義務であると同時に、今後の成長の鍵を握る重要なポイントでございます。

本市では、市政だよりやホームページさらには「労働情報やお」といった啓発冊子を活用し法令改正の周知を図ってまいりましたが、その趣旨がさらに徹底されるよう、関係機関と連携し事業所啓発に努めてまいります。

(経済環境部)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

現在、本市を含め多くの公共工事発注者では、入札制度の透明性・公正性・競争性の確保・向上に対し、各種の取り組みを行っているところです。

清掃業務の入札においては、行政の福祉化推進の観点から障害者雇用率を資格条件に入れて一般競争入札を行っておりますが、総合評価には至っておりません。総合評価方式による入札については、今後の研究課題であるものと考えております。

賃金等の労働条件は、公共工事に関わるものであるか否かに関わらず、労働基準法・最低賃金法その他労働関係法規を遵守したものであるべきであり、その範囲内で当事者間の自主的な取り

決めに委ねられるものと考えております。

(総務部)

「最低賃金制度」とは、最低賃金法に基づき国が最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度であり、すべての労働者の賃金の最低限を保証するセーフティネットの役目を果たしています。

雇用は市民の生活基盤であり、企業の最大の社会的責任は雇用の維持確保にあることから、その対価としての最低賃金の遵守に向けて今後も事業所の理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

(経済環境部)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

近年、働き方の改革として、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要課題となっており、2007年12月には、ワーク・ライフ・バランスの基本理念を示す憲章と、国や企業が取り組む施策を示す行動指針が、政労使による調印のうえ決定されました。

現在、ワーク・ライフ・バランス施策として挙げられるものは、育児休業制度や子育て中の社員に対する短時間勤務制度が多く、子育て世代の支援が主流となっています。しかし、本来の意味でのワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働くすべての世代を前提として、多様な働き方を保障するシステムが必要であり、長期的取り組みとなることは言うまでもありません。

本市といたしましては、まずワーク・ライフ・バランスの基本的概念を定着させることを第一に、今後はその安定的実現に向けての多様な取り組みについて検証を重ねてまいりたいと考えております。

(経済環境部)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本市を含む東部大阪には日本のものづくりの基盤技術を支える電気・一般機械や金属製品を製造する企業が集積しております。現在、八尾市中小企業サポートセンターを軸に、八尾商工会議所をはじめ大阪府や国とも連携しながら、これら市内産業集積の技術・経営の高度化を進めるとともに、市内外の企業や集積地とのネットワークをサポートしており、引き続きこのような取り

組みを推進してまいります。

(経済環境部)

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市では産業集積維持の観点から、平成19年10月に「八尾市ものづくり集積促進奨励金」制度を創設し、市内企業の流出防止及び市外企業の流入促進に努めております。これまでの制度活用実績も踏まえ、より効果的な施策となるように努めるとともに、大阪府の企業立地促進制度とも絡めながら、引き続きこのような取り組みを積極的に推進してまいります。

(経済環境部)

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市発注の建設工事は、大規模工事を除き地元中小企業に優先発注しております。(総務部)

本市では八尾市中小企業サポートセンターを軸に、八尾商工会議所をはじめ大阪府や国等の関係機関と連携しながら、これら市内中小企業の支援を進めております。当センターのモットーである「現場第一主義」のもと、地域の実情や企業ニーズの把握にも努めながら、ニーズに沿ったきめ細やかな支援を実施してまいります。

(経済環境部)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業の適正取引等の推進のための「ガイドライン」の周知や「下請かけこみ寺」の活用等の情報提供を行うとともに、国等関係機関の相談窓口への橋渡し等を進めてまいります。

(経済環境部)

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこ

と。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

本市では、総合計画に掲げる将来都市像「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」の実現に向け、市民参画を基軸としたまちづくりを推進しており、行財政改革についてもこれらの考え方に基づき進めております。平成20年2月に策定した「八尾市行財政改革プログラム」では、推進目標として「市民とともに歩む」「市役所が変わる」「公共サービスを変える」を掲げ、平成19年度から22年度の4年間を推進期間として具体的な取り組みを設定し、持続可能な行政運営の確立をめざしております。

本市の行財政改革の考え方や取り組みについては、市ホームページ等でお示ししておりますが、より多くの市民に周知できるよう手法の検討に努めてまいります。(政策推進担当)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本市では、総合計画に掲げる将来都市像「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」の実現に向け、市民・企業・行政のパートナーシップによるまちづくりを展開しており、公共サービスの提供にあたっては従来までの考え方にとらわれず、公共サービスの性質に応じて、市民・企業・行政のパートナーシップの強化と適切な役割分担のもと質の高い公共サービスが提供できるよう、公民協働手法の活用を推進しています。

なお本市におきましては、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づき、市の基本的な政策等の策定に際し、市民参画を推進する手段として市民意見提出制度を設けるとともに、審議会等の委員には市民からの公募による委員の選任に努めること等より、市民からの意見を広く求めるよう心がけています。(政策推進担当)

市民活動支援につきましては、市民活動支援ネットワークセンター「つどい」を中心に組み立てられており、NPO等がまちづくりのパートナーとしてまちづくりを担えるような力を付けていただければ今後支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

(市民ふれあい担当)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、

画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

(回答)

大阪府が示す「大阪発地方分権改革ビジョン」に基づく権限移譲では、全市町村に特例市並みの権限を移譲することとなっていますが、政令市・中核市・特例市についても、さらに権限の移譲を進める内容となっており、現在、本市におきましても検討を進めているところです。

本市の権限移譲に係る考え方といたしましては、市民の利便性向上に寄与する事務については積極的に移譲を受ける所存ですが、近年の厳しい財政状況と集中改革プランの推進による職員の減少から、大阪府の十分な財政的・人的支援が必要不可欠な状況です。今後、権限移譲にかかる検討を進めるなかで、本市が市民に最も身近な自治体としての役割を十分果たせるよう、府に対して支援の充実を引き続き要望してまいります。(政策推進担当)

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

大阪府が公表している「特例市並みの権限移譲に向けた基本的な考え方」において、特例市への移譲候補とされる47事務について本市においても検討しているところですが、移譲を受けることで市民の利便性向上が見込めない事務や二重行政につながりかねない事務については、引き続き府において対応されるよう要望してまいります。(政策推進担当)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実につきましては、地方財政を取り巻く厳しい環境のもとで、地方分権の推進に伴う安定的な行財政基盤を早期に確立する必要があることから、国から地方へのさらなる税源移譲や地方交付税の充実など、これまでも国や大阪府に対して要望してまいりましたが、今後も引き続き地方税財源の充実を要望してまいります。(財政部)

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市では、行政評価の導入目的を、総合計画の実行支援、八尾市職員及び八尾市民の意識改革、説明責任の確保、効率的・効果的な行財政運営の実現と定め、平成12年度より段階的に導入を図ってまいりました。また、平成17年度からは行政評価を支援するシステムを導入し、評価データの効率的な管理を実現するとともに、外部への公表も実施してきたところです。

今後は、これまでの実績を踏まえ、より有効な施策や事業への資源配分が可能な仕組みとなるよう、予算編成との連携方策を見直すとともに、行財政改革の視点も含め、第三者による外部評価の仕組みの導入についても検討してまいります。
(政策推進担当)

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

中河内医療圏におきましては、本市と東大阪市の4病院での輪番制において小児救急体制を確保しておりますが、初期救急患者が殺到する等により小児科医の確保が困難な状況となっております。このため現行の小児救急体制を基にしつつ、新たな広域運営医療体制として中河内医療圏小児初期救急広域運営事業を平成21年10月から実施しました。

また医療従事者の離職等が深刻な社会問題となっておりますが、このような状況に対し、医療提供体制及び医師確保について必要な対策を講じられるよう、国・大阪府に対し市長会を通じて要望を行っております。
(健康推進担当)

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護保険事業者が遵守すべき人員・設備・運営の基準をはじめ、労働関係法令の遵守については、その事業指定者と連携してまいります。
(健康福祉部)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

国においては、障害者自立支援法の廃止も視野に入れた抜本的な制度改正が検討されており、サービス利用者の負担に関しても、現在の応益負担が変更されることが予想されます。本市としましては、今後の制度改正に注目しながら、大阪府とも連携し、障害福祉サービスのさらなる向上をめざし、制度の周知などに努めてまいりたいと考えております。 (健康福祉部)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

近年、急激な労働環境の変化のなかで働く人の悩みやストレスが増大し、放置すればうつ病や自殺を招くことがあり、職場でのメンタルヘルスの重要性が年々高まっています。

本市では、企業責任のひとつとして関心の高まっているメンタルヘルス対策についてこれまでも八尾市企業人権協議会と大阪府総合労働事務所と共管でセミナーを実施し、職場のメンタルヘルス対策の推進を図っております。

今後も中河内地域労働ネットワーク等を積極的に活用し、セミナー等を通して、市内企業に限定することなく多くの中小企業に対し防止・抑制に向けた事業所啓発に努めてまいります。

(経済環境部)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

平成17年に「次世代育成支援行動計画」を策定し、「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」という基本理念のもと、多様な保育サービスの充実や地域が主体の子育ての仕組みづくり等について推進しています。今年度後期計画を策定しますが、これに先立ち、昨年度市民ニーズ調査を実施し、保護者や子ども等のニーズの把握に努めたところです。また、地域で活動されている各団体の代表者や市民委員等で構成する次世代育成支援推進委員の会議において、地域における子育ての現状や課題について意見をいただいております。現計画の総括を踏まえながら、後期計画策定作業を進めております。

今後も引き続き次世代育成支援を推進するとともに、大阪府とも連携を図りながら、子育て支援施策のさらなる充実に努めてまいります。
(こども未来部)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

大阪府の学校安全交付金は、平成22年度までの2ヶ年事業とされていますが、今後の府の動向を見極めながら対処してまいります。
(学校教育部)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校就学後しばらくは、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、学校生活を円滑に送るためにきめ細かい指導が必要であり、小学校1・2年生において35人学級を維持しているところです。

しかし、学校生活に慣れた後は、一定規模以上の集団の中で切磋琢磨しながら学習意欲を高めたり規範意識や社会性などを身につけていくことが重要であると考えています。また、少人数学級実施のためには教室などのハード面の整備が必要となり、市単独で35人学級の拡充は考えて予定しておりません。

ただし学習指導においては、本市では現在の加配教員等を活用し少人数指導を行いながら、教員がきめ細かく子どもたちと向き合えるよう工夫しているところです。

キャリア教育については、発達段階や地域の実情に合わせ、小学校では地域の商店街めぐりや工場見学、身近で働く人々からの講話、また中学校では職業講話や職場体験学習などを中心

に、将来の夢や生き方を考えさせる取り組みを行っております。今後も、小・中学校の連携を密にしながら、義務教育修了後の「生きる力」を育む取り組みを推進してまいります。

(学校教育部)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度は、教育の機会均等や義務教育の円滑な実施を図るため、制度を堅持する必要があると考えております。また奨学金制度は、経済的な理由により進学を断念することがないように、本市では申請者の経済状況等から250名の受給者を選定し給付により実施しているところですが、就学援助・奨学金の両制度の拡充については、本市の財政状況を勘案すると困難です。

次に、国に対する要望については、教育行政の推進について市長会を通じて例年要望しているところですが、今後は国の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、高校授業料の減免については大阪府の制度において実施されており、本市として新たに制度を構築することは考えておりません。

(学校教育部)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

平成16年児童福祉法及び児童虐待防止法の改正を受け、平成17年5月「八尾市児童虐待防止ネットワーク」を設置、平成19年5月「八尾市要保護児童対策地域協議会」へ移行し、関係機関との連携強化を図っています。

八尾市要保護児童対策地域協議会では、代表者会議・実務者会議・ケース検討会議を開催し、関係機関連携のもと児童虐待の発生予防や早期発見の対応、援助方策等について検討を行っています。

また、民生委員児童委員協議会の協力を得て「児童虐待発生予防システム」(乳幼児健診未受診家庭の養育状況を把握・支援する) を運用し、虐待リスクを抱える家庭を早期に把握し虐待の発生の未然防止に努めています。

(こども未来部)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓

発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

本市では、平成13年度より様々な女性が抱える悩みに対応するため、専門の女性カウンセラーによる女性相談事業を行っております。配偶者からの暴力(DV)の問題にも対応しており、メンタル面でのケアや自立支援に向けての相談を行っています。

また、一時保護を要するような緊急時には、大阪府女性相談センターや市子育て総合支援ネットワークセンター・警察・生活福祉課等の関係機関と連携を図りながら、被害者救済に向けて取り組んでおります。

配偶者暴力防止法の内容の周知啓発と相談窓口の周知については、平成20年1月の法改正にあわせてパンフレットとカードを作成し、公共施設の窓口や女性トイレ等に設置するとともに、市内の企業等に広く配布している啓発誌を活用してその内容を詳しく紹介いたしました。その後も、市政だよりや市民・企業向けの講座等を通じて啓発周知に取り組んでおります。

今後とも、DV防止と被害者支援について、様々な機関と協力しながら積極的に普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。
(人権文化ふれあい部)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市では、地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざして平成11年3月に「やお女と男のはつらつプラン」を策定、5年後の平成16年3月には、様々な社会情勢の変化や法整備に対応するため計画の見直しを行いました。そして平成21年3月には、その後継計画となる新たなプラン「第2次 やお女と男のはつらつプラン」を策定しました。

今後も関係各課と協力しながら、「第2次 やお女と男のはつらつプラン」を積極的に推進してまいりたいと考えております。
(人権文化ふれあい部)

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市域の温室効果ガスの短期・中期・長期の削減目標と重点対策を定めた「(仮称)八尾市地球温暖化対策実行計画」を今年度中に策定するため、現在、市民会議と庁内会議を開催し、議論を深めています。

来年度は計画を実践し取り組みを進めていくために、市民・事業者・行政のパートナーシップの推進組織を設立し、具体的な対策・施策・目標を設定する予定になっています。

また、環境パネル展や12月の地球温暖化月間等機会あるごとに温暖化対策の啓発に努め、ヒートアイランド対策のひとつである「みどりのカーテン」の普及・啓発にも努めてまいりたいと考えています。

(経済環境部)

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

3Rの取り組みをさらに推進させるために、大阪府の廃棄物・環境関連部署をはじめ、府下各市等との情報交換を密にするとともに、循環型社会のさらなる推進に向け「八尾市廃棄物減量等推進審議会」の答申及び廃棄物処理センターの更新を踏まえ、本年10月からは、全市域において容器包装プラスチックやペットボトルの分別収集を開始したところです。

(経済環境部)

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(一括回答)

(3) について、本市では、「八尾市地域防災計画」に定める災害時の被害想定に基づき計画的に備蓄を進めており、今後も引き続き計画的な整備を進めてまいります。

また、地震など大規模災害を想定した訓練等を実施するとともに、実施にあたってはできるかぎり多くの市民に参加いただけるよう努めてまいります。

避難場所については、市内の小中学校等を指定避難所にするほか、事業者等のご協力を得て臨時避難所として施設を提供いただくなど確保に努めているほか、鉄道駅周辺地域を対象に誘導の

ための案内看板の設置を進めてまいります。

(総務部)

学校施設は子どもたちが学び生活する場であるとともに地域の避難場所でもあります。今後は耐震診断を早急に終え、その診断の結果に基づき一次避難場所に指定されている体育館の耐震化を優先的に進めながら耐震補強計画を策定し、耐震化率向上に向けた協議を関係各課と行い、早期実施に努めてまいりたいと考えています。

(学校教育部)

補助制度の強化については、国や府の動向を注視しながら検討し、市政だよりやメディアを通じて市民に広く啓発をしています。

(建築都市部)

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団・夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市では、安全で安心して生活することのできる地域社会を実現することを目標とした「地域安全条例」を平成14年に制定しており、条例の趣旨に則り、市・市民及び事業者等がそれぞれの役割を担っているところです。

ご要望の件につきましては、自治会はもとより各種団体の方々により自主的に地域パトロールをはじめとした各種防犯活動に取り組んでいただいております。それらの活動に対し市としましては、「安全安心のまちづくり基金」の活用を呼びかけるとともに、防犯用品の貸し出しを行うなど、それらの活動がより円滑に行えるよう取り組んでおります。

今後も、市民の体感治安を高めるため、市・警察及び地域の皆様との連携を図り、安全・安心なまちづくりの構築に努めていきたいと考えております。

(市民ふれあい担当)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化(大阪府37.0%)が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況(大阪府45.8%)が全国平均(56.8%)を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2(踏切交通実態総点検結果)の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市では、平成14年3月に「八尾市交通バリアフリー基本構想(全体構想)」を策定し、駅舎

及び周辺道路等のバリアフリー化に努めているところです。

また、平成18年3月には「八尾市交通基本計画」を策定し、「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」をめざした本市における公共交通利用の促進に向けた基本的方策を定めており、計画に基づいて本市における効果的で効率的な交通体系の形成について検討を進めております。また、公共交通機関の利用促進に向けて、引き続き公共交通機関と連携したなかで取り組んでまいりたいと考えております。
(建築都市部)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

本市の総合計画におきましては、都市づくりの基本理念の一つとして、「人権が尊重され、共生の心があふれる人間都市づくり」を掲げるとともに、平成13年4月には、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、人権に関する施策を総合的に推進しております。さらに、平成18年3月には、「八尾市人権教育・啓発プラン」を策定し、市民と協働しながら市民の身近なところでの人権研修の実施など啓発に努めており、豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」を進めています。

しかし、未だ差別は解消されたとはいえず、新たに生じた様々な人権侵害事象についても、市・市民及び企業が協働で問題の解決に向けての取り組みを進めているところです。

人権を救済するための法整備については、大阪府市長会等を通じ、人権侵害の救済に関する法的措置についての要望書を提出し国へ働きかけを行っています。今後とも「人権を尊重するまちづくり」を進めるため、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

(人権文化ふれあい部)

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市においては、昭和58年に宣言した「非核・平和都市宣言」の趣旨を十分に踏まえ、様々な平和啓発事業を行ってまいりました。

本年度については、7月に、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝えていくため、市内小中学校14校ならびに本市文化会館において「長崎被爆体験講話」を実施し、多くの市民に参加いただいております。

8月には「非核・平和宣言都市八尾市」の懸垂幕を市役所本庁舎に設置するとともに、平和を

祈念するため黙祷を全庁的に行いました。さらに8月10日から13日まで市役所本館1階市民ロビーにて戦争等で傷ついた子どもたちを紹介する「ドイツ国際平和村の子どもたちポスター展」を開催するとともに、8月19日には平和講演会といたしましてドイツ国際平和村への支援活動等をテーマに市内の中学生の取り組みの紹介・発表と講師による講演を行いました。

今後とも、市民の平和意識の一層の高揚を図るための施策に取り組んでまいりたいと考えております。
(人権文化ふれあい部)

7. 独自要請

地域における緊急雇用対策を着実に実行すること。

(1) 年末に向けた各種就労・生活支援制度の周知徹底

住居や生活に困難を抱える離職者等に対し、年内に各種制度の給付が行われるようにするため、各種支援制度の集中周知期間を設定し、周知を徹底する。

(2) 「緊急雇用創出事業」の積極的な活用、独自の雇用創出事業の展開

緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく緊急雇用創出事業について、前倒し執行する。事業の実施にあたっては、民間企業等への事業委託にとどまらず、地方自治体による直轄事業についても積極的に行い、雇用創出を図ること。また、貴団体として独自の雇用創出事業を実施する。

(3) 大阪における「ワンストップ・サービス・デイ」(11月30日開催予定)の成功に向けた各種相談窓口の連絡強化及び対応の迅速化

地方自治体が支給する「住宅手当」「生活保護」、社会福祉協議会の「総合支援資金」「臨時特例つなぎ資金貸付」について、申請手続・審査期間の短縮に努めるとともに、相談者が各種制度に適切にアクセスできるよう、ワンストップ・サービスの成功に向け、地方自治体・ハローワーク・社会福祉協議会の連携を強化する。また、相談者の心のケアに配慮するため、就労生活支援等の窓口でのカウンセラーの配置等必要な措置を講じる。

(4) 離職者向け住宅の確保

公営住宅の入居要件の緩和等、住居喪失離職者の住宅確保(シェルター利用可能な臨時住宅含む)について、取り組みを促進する。その際には、「地域住宅交付金」(国土交通省)を積極的に活用する。

(5) 新卒者の就職支援

新卒者の就職支援を行う。また、高校・大学等における新卒者就職支援に対する援助を行う。

(回答)

(1)について、昨今の急激かつ厳しい経済情勢のなか、住居や生活に困難を抱える離職者等に対しては、関係機関との連携を図りながら情報収集を密に行い、現行の広報手段を活用し迅速に提供を行うことで、各種制度の給付が円滑に行われるよう努めてまいります。(経済環境部)

(2)の緊急雇用創出事業につきましては、現在の厳しい雇用情勢に対応するため、前倒し執行により新たな雇用創出を図っているところです。また、民間企業への委託だけでなく、臨時職員

の直接雇用も実施しております。さらに、緊急雇用創出事業により新規雇用した求職者につきましては、事業終了後、ハローワークや大阪府緊急就労・生活相談センターに誘導すること等により、就労につながるよう努めております。(経済環境部)

(3)について、11月30日の「ワンストップ・サービス・デイ」は本市及び東大阪市の生活保護担当職員をはじめ社会福祉協議会や東大阪保健所等の関係機関が職員を派遣し、連携協力のうえ実施しております。(健康福祉部)

本市では、就労生活支援等の窓口においてカウンセラーは配置しておりませんが、窓口での相談にあたっては、相談者の課題解決のため、精神的な負担を和らげるなど心のケアに配慮した相談を行うよう努めてまいります。(経済環境部)

(4)について、住居喪失離職者の住宅確保の一助として八尾市住宅手当緊急特別措置事業を実施しています。(健康福祉部)

公営住宅における離職退去者への住宅の確保については、国通知(H20.12.18国住備第85号)に基づき、通知に定められた範囲内で、除却予定の公営住宅について目的外使用を積極的に実施してきている。

なお、優先入居については、これまでの空家入居者向け募集の倍率が平均20倍程度と高いこと、募集開始から入居まで数ヶ月を要することから離職退去者の入居ニーズに合致しないこと、等を勘案し、実施していない。

また、地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃補助制度については、公共施設建設担当部長所管としては、公営住宅の直接供給に代わる施策としての検討は必要と考えているが、当面実施予定はない。(公共施設建設担当)

(5)について、雇用は市民生活の基盤であり、企業の最大の社会的責任は雇用の維持確保であるといえます。本市では、例年市内事業所による合同求人面接会を開催しており、地元住民の就業機会の確保に努めております。

現在、厳しさを増す新規学卒者を含めた若年者への雇用対策の一環として、若年者の積極的な採用を計画している市内事業所の参加による合同就職面接会を来年2月に開催する予定としております。

今後とも日々の情勢を見極めながら、効果的な雇用創出に向けた対策に努めてまいりたいと考えております。(経済環境部)